

デイサービスセンター つつじの丘

I. 通常規模型通所介護

2026年8月3日改定

※基本単価(3割負担の場合) 1単位10円

	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満
要介護 1	1,110 単位	1,164 単位	1,710 単位	1,752 単位	1,974 単位	2,007 単位
要介護 2	1,269 単位	1,332 単位	2,019 単位	2,067 単位	2,331 単位	2,373 単位
要介護 3	1,437 単位	1,506 単位	2,331 単位	2,388 単位	2,700 単位	2,745 単位
要介護 4	1,599 単位	1,680 単位	2,640 単位	2,703 単位	3,069 単位	3,123 単位
要介護 5	1,764 単位	1,851 単位	2,952 単位	3,024 単位	3,444 単位	3,504 単位

※介護保険事業所利用にあたっては、介護保険負担割合証に基づき、利用料金をお支払いいただきます。

※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合は4時間以上5時間未満の各単位数×70/100の単位数となります。

※ご家族の送迎等の場合は、基本単価より47単位/回の減算があります。

II. 加算一覧(3割負担の場合) 1単位10円

項 目		金 額	備 考
入浴介助	(I)	120	入浴介助に係る職員に対して入浴介助に関する研修等を実施し、利用者に対して入浴サービスを行った場合
	(II)	165	・医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価すること。居宅で入浴することが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が関係職種と連携し福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室環境にかかる助言を行うこと。当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と利用者の状態を把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。この入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。
個別機能訓練	(I)	168	理学療法士等を1名以上配置。個別機能訓練計画の作成。 身体機能の維持向上に向けた訓練の実施、及び家庭での状況を想定した実践訓練の実施。 3ヶ月に1回以上居宅訪問し、個別機能訓練の説明、訓練内容の見直し実施等
	(II)	60	(個別機能訓練 I に上乗せした加算) 個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること。
口腔栄養スクリーニング	(I)	60	利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔状態及び、栄養状態について確認を行い、その利用者を担当する介護支援専門員に情報を提供する場合。
若年性認知症利用者受入		180単位/日	初老期における認知症により、要介護者となったもの。
科学的介護推進体制加算		40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて少なくとも「3ヶ月1回」、厚労省に提出。必要に応じて通所介護計画の見直し。サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
サービス提供体制強化	(I)	66単位/回	介護福祉士の占める割合が全体の70%以上、もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上を配置している場合。
	(II)	54単位/回	介護福祉士の占める割合が全体の50%以上を配置している場合。
	(III)	18単位/回	介護福祉士の占める割合が全体の40%以上、もしくは勤続年数が7年以上が30%以上を配置している場合。
介護職員処遇改善	加算率		必要条件の総単位数 (基本単価・加算・減算)×加算率
	イ	11.1%	
	ロ	12.0%	

II. 介護保険対象外サービス

食 費 1食あたり 700円 当日午前11時以降の欠席連絡の場合は、食事代700円をご負担いただきます。

※その他、排泄用品、レクリエーション、クラブ活動等に掛かる費用は実費となります。

※料金の端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。